



鳥取県公報

平成 26 年 5 月 23 日 (金)
第 8 6 0 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (402) (消防防災課) 2 建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出 (403) (住まいまちづくり課) 2 会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (404) (会計指導課) 2 土地改良区の役員の就退任 (405) (東部農林事務所) 3 採石法による採取計画の変更認可の公表 (406) (西部総合事務所日野振興センター) . . . 4
◇ 教委告示	平成27年度鳥取県立特別支援学校 (幼稚部・高等部・専攻科) 入学者募集及び選抜方針 (16) (特別支援教育課) 4 平成27年度鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜方針 (17) (〃) 6 平成27年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針 (18) (高等学校課) 8
◇ 公 告	平成26年度毒物劇物取扱者試験の実施 (医療指導課) 10 森林法による開発行為の変更許可 (西部総合事務所日野振興センター) 12 少年指導委員の委嘱 (警察本部少年課) 12
◇ 正 誤	平成25年11月19日付鳥取県告示第824号中訂正 13

告 示

鳥取県告示第402号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年 5 月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県消防防災ヘリコプター 愛称選考委員会	鳥取県消防防災ヘリコプターの愛称の 選考等に関する事項	平成26年 5 月23日 から同年 9 月30日	消防防災課

鳥取県告示第403号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から住所及び構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成26年 5 月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称
株式会社建築構造センター
- 2 変更した事項
 - (1) 住所
変更前 東京都新宿区新宿二丁目 1 - 2
変更後 東京都新宿区新宿一丁目 8 - 1
 - (2) 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
 - ア 長崎事務所
変更前 長崎県長崎市万才町 6 - 33
変更後 長崎県長崎市万才町 3 - 4
 - イ 沖縄事務所
変更前 沖縄県浦添市字城間3019
変更後 沖縄県浦添市牧港五丁目 6 - 8
- 3 変更年月日
平成26年 5 月26日

鳥取県告示第404号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので告示する。

平成26年 5 月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

- (1) 県営住宅の家賃及び駐車場に係る使用料の収納事務
- (2) 県営住宅の水道及び下水道の施設の利用に係る使用料の収納事務
- (3) 県営住宅の賃貸借契約の解除又は駐車場の使用許可の取消しに伴い生じた損害賠償金の収納事務
- (4) 県営住宅退去者の遺留物件の処分に要した経費の収納事務
- (5) 県営住宅目的外使用許可に係る行政財産使用料の収納事務
- (6) 県営住宅目的外使用許可期間終了後の不法占有に係る損害賠償金の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課

課長補佐 中島 洋一

3 委任期間

平成26年5月23日から平成27年3月31日まで

鳥取県告示第405号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり本高土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成26年5月23日

鳥取県東部農林事務所長 中 村 均

退任した役員の氏名及び住所

理 事	松 尾 正 彦	鳥取市本高85－6
〃	河 原 洋 夫	鳥取市本高181
〃	松 本 正 延	鳥取市本高166
〃	山 本 紘一郎	鳥取市本高164
〃	福 本 政 男	鳥取市本高364
〃	小 松 広 美	鳥取市本高160
監 事	河 田 重 義	鳥取市本高145
〃	山 下 重 行	鳥取市本高369－1
〃	松 本 靖 人	鳥取市本高81－3
〃	坂 本 義 夫	鳥取市本高332

平成26年4月29日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	松 尾 正 彦	鳥取市本高85－6
〃	河 原 洋 夫	鳥取市本高181
〃	松 本 正 延	鳥取市本高166
〃	福 本 政 男	鳥取市本高364
〃	小 松 広 美	鳥取市本高160
〃	大 嶋 秀 人	鳥取市本高366
監 事	松 本 靖 人	鳥取市本高81－3
〃	山 下 重 行	鳥取市本高369－1

〃 山 本 紘一郎 鳥取市本高164
 〃 坂 本 義 夫 鳥取市本高332
 平成26年 4 月30日就任 任期 2 年

鳥取県告示第406号

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の 5 第 1 項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成26年 5 月23日

鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長 澤 田 雅 広

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	採石場の所在地及び面積	採取の期間	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
株式会社ケイナン 代表取締役 山根 弘	鳥根県仁多郡奥出雲町横田 1536	日野郡日野町高尾字シヤジキ302 ー 1 他32筆 (175,808平方メートル)	平成24年12月26日から平成28年12月25日まで	掘削区域の面積及び採取する岩石の数量	掘削区域の面積56,369平方メートル 採取する岩石の数量 1,185,130立方メートル (3,199,851トン)	掘削区域の面積61,214平方メートル 採取する岩石の数量 1,707,680立方メートル (4,610,736トン)	平成26年5月9日

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第16号

平成27年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜を次のとおり実施する。

平成26年 5 月23日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

平成27年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜方針

1 基本方針

鳥取県立特別支援学校幼稚部及び高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健医療科を除く。）については、出願資格を有する入学希望者の全員の入学を許可するものとする。

鳥取県立鳥取盲学校高等部保健医療科及び専攻科医療科については、定員を設けて一般入学者選抜を実施するものとする。また、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達しなかった学科については、再募集入学者選抜を実施するものとする。

2 出願資格

障がいの程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の 3 の表に規定する程度の者で、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める要件を満たすものとする。

(1) 幼稚部

3 歳児、4 歳児又は 5 歳児とする。ただし、鳥取県立皆生養護学校にあつては、4 歳児又は 5 歳児とする。

(2) 高等部

次のいずれかに該当する者とする。

ア 中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

イ 平成27年 3 月に中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

(3) 専攻科

次のいずれかに該当する者とする。

ア 高等学校若しくは特別支援学校高等部を卒業した者又は中等教育学校の後期課程を修了した者

イ 平成27年 3 月に高等学校若しくは特別支援学校高等部を卒業する見込みの者又は中等教育学校の後期課程を修了見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条各号のいずれかに該当する者

3 鳥取県立特別支援学校幼稚部及び高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健医療科を除く。）の入学者募集
特別支援学校長は、次に定めるところにより、一般入学者募集を実施するものとする。

(1) 出願期間

平成27年 2 月 20 日（金）から同月 24 日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）とする。

受付時間は、平成27年 2 月 20 日（金）及び 23 日（月）は午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、同月 24 日（火）は午前 9 時から正午までとする。

(2) 検査実施期日

平成27年 3 月 5 日（木）

(3) 検査内容

学 部 及 び 学 科	検 査 内 容
鳥取県立鳥取聾学校及び鳥取県立皆生養護学校の幼稚部	面接（鳥取県立皆生養護学校にあつては、行動観察を併せて実施する。）
高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健医療科を除く。）	諸検査（障がいに応じて各特別支援学校が実施する生徒の実態を把握するための検査）・面接

(4) 入学候補者の決定方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び各特別支援学校が実施する検査内容の結果により入学資格の確認を行う。

(5) 入学候補者の発表

平成27年 3 月 13 日（金）

4 鳥取県立鳥取盲学校高等部保健医療科及び専攻科理療科の入学者選抜

(1) 一般入学者選抜

鳥取県立鳥取盲学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成27年 2 月 20 日（金）から同月 24 日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）とする。

受付時間は、平成27年 2 月 20 日（金）及び 23 日（月）は午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、同月 24 日（火）は午前 9 時から正午までとする。

イ 検査実施期日

平成27年 3 月 5 日（木）

ウ 検査内容

学力検査・面接

エ 選抜方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び検査内容の結果により行う。

オ 合格発表

平成27年3月13日（金）

(2) 再募集入学者選抜

鳥取県立鳥取盲学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達していない学科について、再募集入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成27年3月18日（水）及び19日（木）とする。

受付時間は、平成27年3月18日（水）は午前9時から午後4時30分までとし、同月19日（木）は午前9時から正午までとする。

イ 検査実施期日

平成27年3月23日（月）

ウ 検査内容

一般入学者選抜に同じ。

エ 選抜方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び検査内容の結果により行う。

オ 合格発表

平成27年3月26日（木）

5 その他

(1) 鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び入学者選抜の詳細については、教育委員会が別に定める。

(2) 鳥取県立特別支援学校長は、高等部に入学を希望する者を体験入学に必ず参加させること。

鳥取県教育委員会告示第17号

平成27年度鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜を次の方針により実施する。

平成26年5月23日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

平成27年度鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜方針

1 基本方針

鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜は、高等特別支援学校が、中学校又は特別支援学校等の校長から提出される調査書、検査日に実施する諸検査及び面接により生徒の能力、適性等を総合的に評価して行うものとする。

2 求める生徒像

(1) 社会生活に必要な力を進んで身に付けようとする生徒

(2) 就労による社会的自立をめざす生徒

(3) 仲間とともに切磋琢磨しながら学ぼうとする生徒

3 出願資格

鳥取県立高等特別支援学校に出願できる者は、知的障がいの程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表の知的障害者の項に規定する程度の者で、鳥取県内に居住している者（入学までに県内に居住する予定である場合を含む。）であって、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者（高等学校

若しくは特別支援学校高等部又はこれに準ずる学校を卒業した者を除く。)

- (2) 平成27年3月に中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条各号のいずれかに該当する者(同令第150条各号のいずれかに該当する者を除く。)

4 入学者選抜

(1) 一般入学者選抜

高等特別支援学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成26年11月19日(水)から同月21日(金)までとする。

受付時間は、平成26年11月19日(水)及び20日(木)は午前9時から午後4時30分までとし、同月21日(金)は午前9時から正午までとする。

イ 実施期日

平成26年12月11日(木)及び12日(金)(ただし、面接は、平成26年12月12日(金)とする。)

ウ 検査内容

(ア) 入学志願者全員に対して、学力検査を実施し、社会生活や職業生活に必要な基礎的学力を把握する。検査内容は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示されている知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部段階の各教科(外国語科を除く。)の内容を総合的に取り扱うものとする。

(イ) 入学志願者全員に対して、適性検査を実施し、作業能力、人間関係形成能力等、社会生活や職業生活に必要な力を把握する。本検査では、作業遂行に必要と考えられる能力と対人関係の基礎的な適応能力等について総合的に評価する。

(ウ) 入学志願者全員に対して、作文を実施し、記述内容、文章力等について総合的に評価する。

(エ) 入学志願者全員に対して、個人面接を実施し、受検者の意欲、態度等を評価する。

エ 選抜方法

合格者は、高等特別支援学校で実施する学力検査、適性検査、作文及び面接の結果並びに中学校等の校長から提出された調査書を資料とし、総合的に判定する。

オ 合格発表

平成26年12月19日(金)

カ 入学確約書

合格者は、入学確約書を平成27年1月8日(木)までに、中学校等の校長を経由して高等特別支援学校長に提出する。

なお、期限までに入学確約書の提出がない者については、入学辞退者として取り扱う。

キ 繰上合格

高等特別支援学校長は、合格発表後に入学辞退者があり、合格者が募集定員に満たなくなった場合には、あらかじめ定めた順序により繰上合格をすることができる。

(2) 再募集入学者選抜

高等特別支援学校長は、一般入学者選抜の合格発表後に合格者が募集定員に達していない場合には、次に定めるところにより、再募集入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成27年1月13日(火)及び14日(水)とする。

受付時間は、平成27年1月13日(火)は午前9時から午後4時30分までとし、同月14日(水)は午前9時から正午までとする。

イ 実施期日

平成27年1月22日(木)

ウ 検査内容

一般入学者選抜に準ずるものとする。

エ 選抜方法

一般入学者選抜に準ずるものとする。

オ 合格発表

平成27年1月28日（水）

5 その他

- (1) 鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜の詳細については、鳥取県教育委員会が別に定める。
- (2) 高等特別支援学校長は、入学を希望する者を体験入学及び志願者対象相談会に必ず参加させること。

鳥取県教育委員会告示第18号

平成27年度鳥取県立高等学校入学者選抜を次の方針により実施する。

平成26年5月23日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

平成27年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針

1 基本方針

鳥取県立高等学校入学者選抜は、各高等学校が、それぞれの学科やコースの特色にふさわしい選抜方法により生徒の能力、適性等を総合的に評価して行うものとする。

2 出願資格

鳥取県立高等学校入学者選抜に出願できる者は、中学校（これに準ずる学校を含む。以下同じ。）を卒業した者若しくは平成27年3月に卒業する見込みの者又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者とする。

3 全日制課程及び定時制課程における入学者選抜

(1) 推薦入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、学科又はコースの特性に応じて、中学校長が推薦する者のうちから推薦入学者の選抜を実施することができる。

ア 募集人員

次のとおりとする。ただし、高等学校長が特に必要と認める場合は、当該割合によらず、教育委員会と協議して割合を定め、募集することができる。

(ア) 普通学科（普通科体育コースを除く。） 募集定員の20パーセント以内

(イ) 普通学科（普通科体育コースに限る。） 募集定員の50パーセント以内

(ウ) 専門学科及び総合学科 募集定員の40パーセント以内

イ 出願期間

平成27年2月4日（水）及び5日（木）

受付時間は、平成27年2月4日（水）は午前9時から午後4時30分までとし、同月5日（木）は午前9時から正午までとする。

ウ 実施期日

平成27年2月10日（火）

エ 検査内容

(ア) 入学志願者全員に対して、面接又は口頭試問を実施する。

(イ) 学科又はコースの特性により、必要に応じて作文又は小論文及び実技検査を実施する。

オ 選抜方法

合格者は、推薦書、調査書（合計評定及び第 3 学年の「国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科（以下「各教科」という。）」の評定以外の記録）、面接又は口頭試問、作文又は小論文、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第 3 学年の各教科の評定の合計によるものとする。この場合、1 教科又は 2 教科の評定を 2 倍することができるものとする。

カ 選抜結果の通知等

選抜結果は、平成 27 年 2 月 16 日（月）までに中学校長を通じて本人に通知する。

なお、平成 27 年 3 月 13 日（金）に一般入学者選抜の合格者の発表と併せて、その結果を発表する。

(2) 一般入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成 27 年 2 月 20 日（金）から同月 24 日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

受付時間は、平成 27 年 2 月 20 日（金）及び 23 日（月）は午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、同月 24 日（火）は午前 9 時から正午までとする。

イ 実施期日

平成 27 年 3 月 5 日（木）及び 6 日（金）（ただし、学力検査は、平成 27 年 3 月 5 日（木）とする。）

ウ 検査内容

(ア) 入学志願者全員に対して、次により学力検査を実施する。

a 実施教科

国語、社会、数学、理科及び英語の中から、3 教科以上を実施するものとする。この場合において、入学志願者に受検教科を選択させる方法によることもできるものとする。

b 検査時間等

国語、数学、社会、理科は各 50 分間、英語は 60 分間の検査時間とし、国語、数学、社会、英語、理科の順に実施する。ただし、実施教科が 3 教科又は 4 教科の場合には、実施しない教科の検査時間に作文等の他の検査を実施することができる。

c 配点等

(a) 実施教科の配点は、各 50 点とする。

(b) 実施教科の得点の合計を合計得点とする。この場合、1 教科又は 2 教科の得点を 1 倍を超え 2 倍以下とする傾斜配点とすることができる。

(c) 学力検査の合計得点と調査書の合計評定との比率は、8 対 2 から 2 対 8 までの範囲内とする。

(イ) 入学志願者全員に対して、面接を実施する。

(ウ) 学科又はコースの特性により、必要に応じて作文及び実技検査を実施する。

エ 選抜方法

合格者は、調査書（合計評定及び第 3 学年の各教科の評定以外の記録）、学力検査の合計得点、面接、作文、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第 3 学年の各教科のうち、学力検査を実施する教科の評定に対し、学力検査を実施しない教科の評定を 2 倍するものとする。

オ 合格発表

平成 27 年 3 月 13 日（金）

カ 繰上合格

合格発表後に入学辞退者があり、合格者が募集定員に満たなくなった場合には、あらかじめ定めた順序により繰上合格をすることができる。

(3) 再募集入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、推薦入学者選抜及び一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に

達していない学科又はコースについて、再募集入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成27年3月18日（水）及び19日（木）

受付時間は、平成27年3月18日（水）は午前9時から午後4時30分までとし、同月19日（木）は午前9時から正午までとする。

イ 実施期日

平成27年3月23日（月）

ウ 検査内容

（ア） 入学志願者全員に対して、面接を実施する。

（イ） 学科又はコースの特性により、必要に応じて学力検査、作文及び実技検査を実施する。ただし、一般入学者選抜の学力検査の結果を再募集入学者選抜に利用することができる。

エ 選抜方法

合格者は、調査書（合計評定及び第3学年の各教科の評定以外の記録）、面接、学力検査、作文、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の各教科の評定の合計によるものとする。この場合、1教科又は2教科の評定を2倍することができるものとする。

オ 合格発表

平成27年3月25日（水）

4 通信制課程における入学者選抜

（1） 出願期間及び実施期日

平成27年3月3日（火）から同月26日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の間の出願時に実施する。

受付時間は、平成27年3月3日（火）から同月25日（水）までは午前9時から午後4時30分までとし、同月26日（木）は午前9時から正午までとする。

（2） 検査内容

入学志願者全員に対し、面接を実施する。

（3） 選抜方法

合格者は、面接の結果、調査書等を資料とし、総合的に判定する。

（4） 選抜結果の通知

選抜結果は、入学志願者全員に対して通知する。

5 配慮事項

（1） 検査に当たっての配慮

身体等に障がいのある生徒及び日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等については、各検査に当たり、それらの生徒の個々の事情に応じて配慮をするものとする。

なお、配慮に際しては、中学校と連携を図り、適切に対応する。

（2） 選抜に当たっての留意事項

選抜に当たっては、過年度中学校卒業生、身体等に障がいのある生徒、日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等及び中学校における長期欠席の生徒であることをもって、不利益な取扱いをしてはならない。

6 その他

鳥取県立高等学校入学者選抜の詳細については、教育委員会が別に定める。

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定に基づき、平成26年度鳥取県毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成26年5月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時

平成26年8月11日（月） 午前10時50分から午後2時30分まで

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

3 試験の種類

一般毒物劇物取扱者試験、農業用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験（毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）附則第3項に規定する内燃機関用メタノールに係るものを除く。）

4 試験の方法

(1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法（記述式による。）

なお、上記(1)ウ及び(2)の毒物及び劇物は、農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同令別表第2に掲げる劇物に限る。

5 受験手続

(1) 書類の提出先

ア 県内居住者 東部福祉保健事務所、中部総合事務所福祉保健局又は西部総合事務所福祉保健局

イ 県外居住者 鳥取県福祉保健部健康医療局医療指導課（〒680-8570鳥取市東町一丁目220）

(2) 提出書類

ア 受験願書（9に掲げる問合せ先において配布するものによること。）

イ 履歴書（アとともに配布するものによること。）

ウ 写真（出願前6月以内に無帽で正面から上半身を撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）

エ 受験票（アとともに配布するものによること。）

(3) 受験に関する書類の受付の期間及び時間

平成26年6月16日（月）から同月27日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。

なお、郵送の場合は、平成26年6月27日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) その他

視覚、聴覚、音声又は言語機能に障害を有する者が受験を希望する場合は、受験の際にその障害の状態に応じて必要な措置を講ずる用意があるので、願書の提出までに鳥取県福祉保健部健康医療局医療指導課にその旨を申し出ること。

6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は10,500円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既に納付された受験手数料は、返還しない。

7 受験票の交付

受験票については、平成26年7月28日（月）までに鳥取県福祉保健部健康医療局医療指導課から本人宛てに

送付する。

8 合格者の発表等

(1) 合格者の受験番号を、平成26年9月5日（金）午前9時に鳥取県庁並びに東部福祉保健事務所、中部総合事務所福祉保健局及び西部総合事務所福祉保健局に掲示し、並びに鳥取県ホームページに掲載するとともに、合格者には合格証を交付する。

(2) 試験結果の開示

この試験の得点については、口頭により開示を請求することができる。この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日から1月が経過する日までの間に、鳥取県福祉保健部健康医療局医療指導課に受験票又は運転免許証等の本人であることを確認できるものを持参の上、その旨を申し出ること。

9 その他

この試験に関し不明なことは、次に問い合わせること。

鳥取県福祉保健部健康医療局医療指導課（電話 0857-26-7203、ファクシミリ 0857-26-8168）
 東部福祉保健事務所 （電話 0857-22-5691）
 中部総合事務所福祉保健局 （電話 0858-23-3144）
 西部総合事務所福祉保健局 （電話 0859-31-9316）

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の変更の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成26年5月23日

鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長 澤 田 雅 広

開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在地	開発行為を行う土地の所在地	開発行為の目的	変更後の内容				開発行為の変更の許可年月日
				土地の面積			開発行為の工期	
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積		
株式会社ケイナン 代表取締役 山根 弘	鳥根県仁多郡奥出雲町横田1536	日野郡日野町高尾字シャジキ302-1外32筆	岩石の採取	17.5808 ヘクター ル	15.8681 ヘクター ル	13.1277 ヘクター ル	平成26年5月9日から平成28年12月25日まで	平成26年5月9日

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により、少年指導委員を次のとおり委嘱した。

平成26年5月23日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

1 少年指導委員の氏名、住所及び活動区域

氏 名	住 所	活 動 区 域
岡 田 信 俊	鳥取市二階町	鳥取駅周辺地区 (鳥取市のうち東品治町、今町一丁目、今町二丁目、瓦町、栄町、元町、永楽温泉町、末広温泉町、吉方温泉一丁目、弥生町、扇町及び富安二丁目の区域)

2 少年指導委員の任期

平成26年5月15日から平成27年3月31日まで

正 誤

平成25年11月19日付鳥取県公報第8550号の鳥取県告示第824号(土地改良区の役員の住所の変更について)中次の箇所~~に誤りがあったので、訂正する。~~

頁 3

行 20

誤 東伯郡北栄町東園648-14

正 東伯郡北栄町東園684-14